

志木都市計画高度地区の決定（志木市決定）

都市計画高度地区を次のように決定する。

			志 木 市
種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
25m 高度地区	約519.4ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。）の 最高限度は、25メートルとする。	
合 計	約519.4ha		

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

1 許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で、市長が都市計画審議会の意見を聴いて許可したものについては、この規定は適用しない。

(1) 一定の規模を有した敷地において、市街地環境の整備向上に資する建築物であると市長が認めたもの。この場合、建築物の高さの最高限度は31メートルまでとする。

(2) 次のいずれかに該当する場合で、周辺市街地の住環境の保全に支障がなく、市長がやむを得ないと認めたもの。

ア この都市計画決定の告示の日に、現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、当該最高限度に適合しない部分を有するもの（以下「既存不適格建築物」という。）の増築で、最高限度の範囲内で行うもの

イ 既存不適格建築物の建替えて、当該建築物の高さの範囲内で行うもの

【理 由】

住環境の保全や地域の将来変化に対する不安の軽減と安全で安心して住めるまちづくりを目的とし、中低層建築物を主体とする住宅地の環境保全や景観形成を促し、良好な市街地環境の維持・形成を図る必要がある。

このことから、市街地環境の形成にとって基本的な要素である建築物の高さに関するルールを定め、都市づくりを適正に推進するため「市街地の環境を維持し、良好なまち並み景観をつくるため、建築物の高さの最高限度を定める」高度地区を決定する。